

バーデンライフ中川

介護予防短期入所生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人静友会が開設するバーデンライフ中川（以下、「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設バーデンライフ中川
(2) 所在地 神奈川県足柄上郡山北町中川511番地

従業者の職種、員数、及び職務内容

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
生活相談員 名以上（常勤・兼務）
生活相談員は、入所者又はその家族に対し相談に応じ助言援助を行う。また、入所者及び家族からの苦情を受け付ける。
（2）看護従業者 名以上（常勤・兼務）、名以上（非常勤・兼務）
看護従業者は、入所者に対する日常の健康管理業務を行う。

介護従業者 名以上（常勤・兼務）、名以上（非常勤・兼務）
介護従業者は、入所者の日常生活の援助又は世話等必要な介護業務を行う。
（3）機能訓練指導員 1名以上（常勤・兼務）
機能訓練指導員は、日常生活機能の改善又は減退防止のための訓練を行う。
（4）管理栄養士 1名以上（常勤・兼務）
管理栄養士は、多職種と連携し栄養ケア計画を作成し、適切な栄養管理を行う。
（5）医師 名以上（非常勤）
医師は、入所者の健康状態の把握及び健康維持のための適切な処置を行う。

(利用者の定員)

第1条 事業所の利用者の定員は、名とする。

2 特養のベッドに空きのある時は、特養の定員を限度として指定短期入所生活介護の提供をすることができる。

入居者への介護の内容及び利用料等)

第6条 利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じて次の各号について適切な技術をもって行います。

- (1) 1週間に2回以上の入浴又は清拭を行います。
(2) 排泄の自立について必要な援助をします。又、おむつを使用せざるを得ない利用者については排泄の自立を図りつつ、おむつを適切に取り替えます。
(3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を行います。
(4) 利用者が可能な限り離床して食堂において、栄養や嗜好を考慮した食事を適

- 切な時間に提供します。
- (5) 利用者の心身の状況や環境等の的確な把握に努め、者又はその家族に対し、相談に応じ必要な助言その他の援助を行います。
 - (6) レクレーション、行事等の教養娯楽を提供します。
 - (7) 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するために機能訓練を行います。
 - (8) 常に利用者の家族と連携を図るよう努めます。

介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法上の厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割（介護保険負担割合証に基づきます）の額とする。

事業所は、前項の利用料のほかに利用者から受けることができる費用の額について、別表のとおり定めるものとする。

前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たって実施する通常の送迎地域は次のとおりとする。

足柄上郡5町（山北・松田・開成・大井・中井）
）南足柄市

事業所の利用に当たっての留意事項

第8条 事業所を利用するに当たって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、

暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

2 外出、外泊を行う際には、必ず外出・外泊届に必要事項を記入すること。なお、安全のため、家族又は従業者が付き添うことを原則とする。

（緊急時等における対応）

第9条 介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡並びに家族への連絡を行なう等の必要な措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第10条 利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供において、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理者を定めるとともに 非常災害が起きた場合に備えて消防計画および風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の消防計画に基づき年2回の避難 救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第12条 事業所は、サービス提供施設や設備及び備品、飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なうものとする。

2 事業所において感染症が発生又は蔓延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所の従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(事業継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、短期入所生活介護サービスの提供に係わる利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した短期入所生活介護サービスの提供に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また資質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後 ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

相当期間以上にわたり継続してサービスを利用することが予定されている利用者については、居宅介護サービス計画に沿った介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとし、その作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとします。また作成した計画書は利用者に交付します。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際は、別に定める「身体拘束等行動制限に関する規程」によるものとする。

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年8月1日から施行する。 (第6条2項の修正及び別表修正)
この規程は、令和元年10月1日から施行する。 (別表修正)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。 (別表修正)
この規定は、令和5年10月1日から施行する。 (条文の追加)
この規程は、令和 年4月1日から施行する。 (別表修正)
この規程は、令和 年 月1日から施行する。 (別表修正)
この規程は、令和 年 月1日から施行する。 (別表修正)

別表

介護保険適用の利用料金 (従来型多床室)							
	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
利用料金	451単位	561単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ					6単位		
介護職員等処遇改善加算(加算II)	62単位	77単位	83単位	92単位	102単位	112単位	121単位
	介護度別利用料金に加算を含めた料金の13.6% (小数点以下四捨五入)						
	1単位10.17円						
合計① 1割負担 2割負担 3割負担	528円 1056円 1584円	655円 1310円 1965円	704円 1408円 2112円	783円 1566円 2349円	868円 1735円 2603円	949円 1898円 2847円	1029円 2057円 3085円
介護保険外の利用料金 (全額自己負担)							
	居住費 (1日分)	食費 (1日分)	おやつ (1日分)	第4段階内訳			
第1段階	0円	300円		朝食	430円		
第2段階	430円	600円		昼食	810円		
第3段階①	430円	1000円	110円	夕食	660円		
第3段階②	430円	1300円		おやつ	100円		
第4段階	910円	1900円		合計	2000円		
一日あたりの料金の目安 (合計① + 合計②)							
	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第1段階	938円	1065円	1114円	1193円	1278円	1359円	1439円
第2段階	1668円	1795円	1844円	1923円	2008円	2089円	2169円
第3段階①	2068円	2195円	2244円	2323円	2408円	2489円	2569円
第3段階②	2368円	2495円	2544円	2623円	2708円	2789円	2869円
第4段階	3448円	3575円	3624円	3703円	3788円	3869円	3949円
第4段階 (2割負担)	3976円	4230円	4328円	4486円	4655円	4818円	4977円
第4段階 (3割負担)	4504円	4885円	5032円	5269円	5523円	5767円	6005円
※表示されている料金は計算方法が複雑なため若干の誤差が生じます。							
その他加算				1割	2割	3割	
緊急短期入所受入加算	緊急利用 ~ 最大 14日間 (1日当たり)	90単位	90円	180円	270円		
長期利用者に対する短期入所生活介護	連続して 30日以上 ~ (1日当たり)	-30単位	-30円	-60円	-90円		
療養食加算	療養食対象者のみ (1日当たり)	23単位	23円	46円	69円		
短期入所送迎加算	1回につき (片道)	184単位	184円	368円	552円		
看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日 以下について7日を限度	64単位	64円	128円	192円		

介護保険適用の利用料金(従来型個室)							
	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
利用料金	451単位	561単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ				6単位			
介護職員等処遇改善加算(加算Ⅱ)	62単位	77単位	83単位	92単位	102単位	112単位	121単位
				1単位10.17円			
合計① 1割負担 2割負担 3割負担	528円 1056円 1584円	655円 1310円 1965円	704円 1408円 2112円	783円 1566円 2349円	868円 1735円 2603円	949円 1898円 2847円	1029円 2057円 3085円
介護保険外の利用料金(全額自己負担)							
	居住費(1日分)	食費(1日分)	おやつ(1日分)	第4段階費内訳			
第1段階	380円	300円		朝食	430円		
第2段階	480円	600円		昼食	810円		
第3段階①	880円	1000円	110円	夕食	100円		
第3段階②	880円	1300円		おやつ	660円		
第4段階	1230円	1340円		合計	2000円		
一日あたりの料金の目安(合計①+合計②)							
	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	1318円	1445円	1494円	1573円	1658円	1739円	1819円
第2段階	1718円	1845円	1894円	1973円	2058円	2139円	2219円
第3段階①	2518円	2645円	2694円	2773円	2858円	2939円	3019円
第3段階②	2818円	2945円	2994円	3073円	3158円	3239円	3319円
第4段階	3208円	3335円	3384円	3463円	3548円	3629円	3709円
第4段階 (2割負担)	3736円	3990円	4088円	4246円	4415円	4578円	4737円
第4段階 (3割負担)	4264円	4645円	4792円	5029円	5283円	5527円	5765円
※表示されている料金は計算方法が複雑なため若干の誤差が生じます。							
その他加算				1割	2割	3割	
緊急短期入所受入加算	緊急利用～最大14日間(1日当たり)	90単位	90円	180円	270円		
長期利用者に対する短期入所生活介護	連続して30日以上～(1日当たり)	-30単位	-30円	-60円	-90円		
療養食加算	療養食対象者のみ(1日当たり)	23単位	23円	46円	69円		
短期入所送迎加算	1回につき(片道)	184単位	184円	368円	552円		
看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日 以下について7日を限度	64単位	64円	128円	192円		